



Bureau Veritas Japan Co., Ltd.
Consumer products Service Division:
4-5-17 Chigasaki Higashi, Tsuzuki-ku Yokohama, Japan.224-0033
TEL: 045-949-6020 FAX: 045-942-3200

Document Title: 登録証明機関 運用業務規程

(第BCJ-KAM-0001-RSI号)

Rev. 3.1

Issue Date: 2 December, 2016

Revised Date: 18 July, 2018

Revised Date: 27 August, 2018

Revised Date: 9 September, 2019

Revised Date: 1 February, 2020

登録証明機関 運用業務規程

目次.....	1
第1章 総則	4
第1条 趣旨	4
第2条 基本方針	4
第3条 登録に係る事業の区分.....	4
第4条 試験の業務を行う時間及び休日.....	4
第5条 事務所の所在地	4
第2章 証明などの業務の実施の方法及びその公開の方法.....	4
第1節 証明業務の実施方法.....	4
第6条 証明の申込み.....	5
第7条 証明の提出書類受理及び契約.....	5
第8条 審査.....	5
第9条 審査結果の通知.....	6
第10条 審査の結果の報告.....	6
第11条 申込みの取下げ.....	6
第12条 表示.....	6
第13条 記載事項の変更届等.....	6
第14条 不正な証明等についての報告.....	6
第2節 認証業務の実施方法	6
第15条 認証の申込み.....	6
第16条 認証の提出書類受理及び契約.....	7
第17条 審査.....	7
第18条 審査結果の通知.....	8
第19条 審査の結果の報告.....	9
第20条 申込みの取下げ.....	9
第21条 表示.....	9
第22条 記載事項の変更届等.....	9
第23条 不正な認証等についての報告.....	10
第24条 工事設計合致義務等.....	10
第3節 証明等の業務の公開の方法.....	10
第25条 業務規定の公開.....	10

第3章 他の者に特性試験における試験の一部を委託する場合.....	10
第26条 業務委託先の条件.....	10
第27条 業務委託先との契約について.....	10
第28条 業務委託先.....	11
第29条 公開請求について.....	11
第30条 請求の拒否.....	11
第4章 手数料の額及びその収納の方法.....	11
第31条 手数料の収納.....	11
第32条 手数料の返還.....	11
第5章 証明員の選任及び解任並びにその配置.....	11
第33条 証明員の選任及び解任.....	11
第34条 証明員の配置.....	12
第35条 証明員の職務遂行.....	12
第6章 証明等の秘密の保持.....	12
第36条 秘密保持義務.....	12
第7章 証明等の業務に関する帳簿及び書類の管理について.....	12
第37条 帳簿の管理.....	12
第38条 帳簿の種類及び保存期間.....	12
第39条 書類の管理場所.....	13
第8章 財務諸表等の備付け及び閲覧等.....	13
第40条 財務諸表等の備え付け及び閲覧.....	13
第41条 事前相談.....	13

<様式他>

別表 1	技術基準適合証明申込書.....	14
別表 2	技術基準適合証明等申込同意書.....	15
別表 3	証明等の申込に係る提出書類及び資料.....	16
別表 4	軽微な変更の工事に係る事項並びに技術基準適合証明及び工事設計認証の変更の 申込書に添付する書類等.....	17
別表 5	変更の工事に係る事項並びに技術基準適合証明及び工事設計認証の変更の申込書 に添付する書類等.....	19
別表 6	技術基準適合証明の試験に係る抜取台数.....	20
別表 7	技術基準適合証明証書.....	21
別表 8	技術基準適合証明拒否通知書.....	22
別表 9	証明ラベルの様式及び技術基準適合証明、工事設計認証番号について.....	23
別表 10	工事設計認証申込書.....	25
別表 11	受付確認通知書.....	26
別表 12	工事設計認証書.....	27
別表 13	工事設計認証拒否通知書.....	28
別表 14	省令で定める記号及び当社の定める整理番号.....	29
別表 15	技術基準適合証明及び無線設備の工事設計についての認証手数料.....	29
別表 16	認証ラベル作成申込書.....	36
別表 17	技術基準適合証明書再発行依頼書.....	37
別表 18	工事設計認証書再発行依頼書.....	38

登録証明機関 運用業務規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この登録証明機関 運用業務規程（以下「規程」という。）は、ビューローベリタスタスジャパン株式会社（以下「当社」という。）が、電波法（昭和25年法律第131号、以下「法」という。）第38条の6第1項の規定による特定無線設備の技術基準適合証明（以下「証明」という。）及び法第38条の24第1項の規定による特定無線設備の工事設計についての認証（以下「認証」という。）の業務を行うために必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 証明及び認証（以下「証明等」という。）の業務は、法及びこれに基づく命令によるほか、この規程により、公正かつ的確に実施するものとする。

(登録に係る事業の区分)

第3条 当社が証明等を行う無線設備の種別は、法第38条の2の2第1項第1号及び第2号並びに3号と定める特定無線設備とする。

(証明等の業務を行う時間及び休日)

第4条 証明等の業務を行う時間は、休日を除き、午前9時00分から午後5時30分までとする。

2 証明等の業務の休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日並びに土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 年末年始（期日はその年度毎に決定する）

3 証明等の業務を行う時間及び休日については、緊急を要する場合その他正当な理由がある場合又は事前に当社と申請者との間において証明等の業務を行うための日時の調整が図られている場合はこれらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第5条 証明等の業務を行う事務所の所在地は、以下のとおりとする。

神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎東4丁目5番17号 とする。

第2章 証明等の業務の実施の方法及びその公開の方法

第1節 証明業務の実施方法

(証明の申込み)

第6条 証明の申込みをしようとする者は、別表第1号の申込書及び別表第2号の同意書、別表第3号に規定する書類及び資料（以下「証明の書類等」という。）と証明を受ける設備を提出するものとする。

2 一つの申込みに係る最大の申込み数は、500台とする。

3 前項の規定により提出される申込書及び同意書、証明の書類等（以下「証明の提出書類」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当社の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の

使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ)の使用又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)の受理によることができる。

(証明の提出書類受理及び契約)

第7条 当社は、前条の申込みがあったときは、次の事項を確認し、当該証明の提出書類を受理する。

- (1) 提出書類に形式上の不備がないこと。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (3) 提出書類に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当社は、前項の確認により、証明の提出書類が同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申込者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合において当社は、受理できない理由を明らかにするとともに、申込者に証明の提出書類を返還する。
- 4 当社、第1項により証明の申込を受理した場合においては、申込者に確認通知書を交付するこの場合、申込者と当社は本規定に基づき契約を締結したものとする。
- 5 申込者が、正当な理由なく、証明に係る料金を指定の期日までに支払わない場合には、当社は前項の契約を解除することができる。

(審査)

第8条 当社は、前条の申込みを受理した場合には、証明員を任命した後に遅滞なく審査を開始するものとする。

- 2 審査は、特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則(昭和56年郵政省令第37号、以下「規則」という。)別表第1号に基づき工事設計及び対比照合の審査、特性試験を行う。
- 3 第1項において、規則別表第1号一(3)の規定の証明を受ける設備が提出されない場合においては、次の書類により審査を行う。
 - (1) 証明を受ける設備の写真又は図面
 - ① 特定無線設備の部品の配置を示すもの
 - ② 外観を示すもの(寸法を記入したもの)
 - (2) 試験結果報告書(特性試験の結果を記載した書類)

次の事項が記載されていること。

 - ① 試験担当者名及び責任者名
 - ② 試験実施年月日
 - ③ 試験実施場所
 - ④ 試験に使用した測定器の名称及び型式、製造番号、較正を行った年月日、較正を行った機関
 - ⑤ 特性無線設備の名称、製造番号
 - ⑥ 試験項目及び技術基準、試験結果
 - ⑦ 試験の方法及びその他の付随する情報を記載した書類

- 4 前項第3号の試験結果報告書の記載事項が、次の事項に適合しているかの確認及び試験結果が適合しているかの確認を行うことで、特性試験に代えて適合性の審査とする。
 - (1) 特性試験が、法第24条の2第4項第2号の規定による較正等を受けた測定器を使用して行ったものであること。
 - (2) 特性試験の方法が、規則別表第1号一(3)に規定されている方法に従って実施されていること。
 - (3) 試験を実施した者が、法別表第4に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有しているか、当社が同表に掲げる者と同等の知識経験を有すると認めた者であること。
- 5 規則第6条第3項に規定される変更の工事を行った場合の申込みについては、別表第4号に基づき、変更のあった部分に関し、第3項から前項までの審査及び特性試験を行う。
- 6 特性試験にあつては、以下のとおり原則として抜取り検査とする。
 - (1) 抜取りは、J I S Z 9 0 1 5に規定する計数調整型抜取検査の1回抜取に準拠して行う。
 - (2) 抜き取りは、ランダムサンプリングにて行う。
 - (3) 抜取りを行う際は、特性試験申込設備のうちで異なるロットが混在していると推定もしくは判別できる場合は、そのロット毎に分け、抜取りを行う。
 - (4) 抜取り試験を行った特性試験データから電気的特性が均一でないと判断した場合、所定の取台数よりも多い台数、もしくは全数に対して試験を行う場合がある。
 - (5) 抜取台数は別表5に記載されたとおりとする。

(審査結果の通知)

- 第9条 当社は、前条の審査を行った結果に基づき証明を行った場合には、別表第6号に定める様式の技術基準適合証明書をもって申込者に通知する。
- 2 当社は、審査の結果、規則第8条の規定に基づき証明を行うことを拒否するときは、文書をもって申込者に通知する。
 - 3 前項の通知については、原則として、申込を受理した日から7日以内（当社の休日又は補正期間（申込者による修正又は補正の期間をいう。以下同じ。）を除く。）に行います。ただし、次の事項のいずれかに該当するときは、この限りではない。
 - (1) 手数料の収納が確認されなかったとき。
 - (2) 証明の審査の過程で申込者に対し追加の書類の提出、又は証明を受ける設備の提出を求めたとき。
 - (3) 第6条に規定する書類に不備があったとき。

(審査の結果の報告)

第10条 当社が、証明を行った場合は、法第38条の6第2項の規定に基づき、規則第6条第4項の規定に定める内容を総務大臣に報告します。

(申込みの取下げ)

- 第11条 申込者は、申込みの全部又は一部を取下げることが出来る。
- 2 当社は、申込を受理した日から起算して30日を経過し、且つ、次の事項のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込みの取下げを求めることが出来る。
 - (1) 申込みの受理を行ってから30日以内に手数料の納付がなかったとき。

(2) 第7条に規定されている審査の過程において、当社が申込者に追加の書類又は証明を希望する設備の提出を求めた日から20日以内に提出がなかったとき。

(3) 第6条に規定されている書類に不備があり、その補正を求めた日から20日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

(表示)

第12条 当社が証明を行ったときは、別表第8号に定める表示を証明した設備の見やすい箇所(当該表示を付することが困難又は不合理である特定無線設備にあつては、取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所)に付します。

2 表示が付された特定無線設備について変更の工事をした場合、当該変更の工事をした者は、証明規則第8条の2に定める方法でその表示を除去しなければなりません。

(記載事項の変更届等)

第13条 証明を受けた者は、第10条で総務大臣に報告した事項に変更(証明を受けた日から起算して10年を経過するまでの変更に限る。)があつたときには、規則第6条第6項に基づき、遅滞なく規則様式第6号の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを当社に提出するものとする。

3 変更の手続きについては、申込者に代わり当社で代行することも出来る。(有料)

(不正な証明等についての報告)

第14条 当社は、次の事項を知ったときには、直ちにその旨を総務大臣に報告するものとする。

(1) 証明を受けた者が不正な手段により証明を受けたこと。

(2) 証明員が法令に違反して証明の審査をしたこと。

第2節 認証業務の実施方法

(認証の申込み)

第15条 認証の申込みをしようとする者は、別表第9号の申込書及び別表第10号の同意書、別表第3号に規定する書類及び資料(以下「認証の書類等」という。)と認証を受ける設備を提出するものとする。

2 前項の規定により提出される申込書及び同意書、証明の書類等(以下「証明の提出書類」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(当社の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)の受理によることができる。

(認証の提出書類受理及び契約)

第16条 当社は、前条の申込みがあつたときは、次の事項を確認し当該認証の提出書類を受理する。

(1) 提出書類に形式上の不備がないこと。

(2) 提出書類に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。

- (3) 提出書類に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当社は、前項の確認により、認証の提出書類が同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申込者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合において当社は、受理できない理由を明らかにするとともに、申込者に認証の提出書類を返還する。
- 4 当社、第1項により認証の申込を受理した場合においては、申込者に確認通知書を交付する。この場合、申込者と当社は本規定に基づき契約を締結したものとする。
- 5 申込者が、正当な理由なく、証明に係る料金を指定の期日までに支払わない場合には、当社は前項の契約を解除することができる。

(審査)

- 第17条 当社は、前条の申込みを受理した場合には、証明員を任命した後に遅滞なく審査を開始するものとする。
- 2 審査は、規則別表第3号の規定に基づき、工事設計及び対比照合の審査、特性試験、確認方法の審査を行う。
 - 3 第1項において、規則別表第3号二に準用する別表第1号一(3)の規定の認証を受ける設備が提出されない場合においては、次の書類により審査を行う。
 - (1) 証明を受ける設備の写真又は図面
 - ① 特定無線設備の部品の配置を示すもの
 - ② 外観を示すもの(寸法を記入したもの)
 - (2) 試験結果報告書(特性試験の結果を記載した書類)
次の事項が記載されていること。
 - ① 試験担当者名及び責任者名
 - ② 試験実施年月日
 - ③ 試験実施場所
 - ④ 試験に使用した測定器の名称及び型式、製造番号、較正を行った年月日及び較正機関名
 - ⑤ 特性無線設備の名称
 - ⑥ 試験項目及び技術基準、試験結果
 - ⑦ 試験の方法及びその他の付随する情報を記載した書類
 - 4 前項第3号の試験結果報告書の記載事項が、次の事項に適合しているかの確認及び試験結果が適合しているかの確認を行うことで、特性試験に代えて適合性の審査とする。
 - (1) 特性試験が、法第24条の2第4項第2号の規定による較正等を受けた測定器を使用して行ったものであること。
 - (2) 特性試験の方法が、規則別表第1号一(3)に規定されている方法に従って実施されていること。
 - (3) 試験を実施した者が、法別表第4に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有しているか、当社が同表に掲げる者と同等の知識経験を有すると認めた者であること。
 - 5 規則第17条第3項に規定される変更の工事を行った場合の申込みについては、別表第4号に基づき、変更のあった部分に関し、第3項から前項までの審査及び特性試験を行う。

(審査結果の通知)

- 第18条 当社は、前条の審査を行った結果に基づき認証を行った場合には、別表第12号に定める様式の工事設計認証書をもって申込者に通知する。
- 2 当社は、審査の結果、規則第8条の規定に基づき証明を行うことを拒否するときは、文書をもって申込者に通知する。
- 3 前項の通知については、原則として、申込を受理した日から7日以内（当社の休日又は補正期間（申込者による修正又は補正の期間をいう。以下同じ。）を除く。）に行います。ただし、次の事項のいずれかに該当するときは、この限りではない。
- (1) 手数料の収納が確認されなかったとき。
- (2) 証明の審査の過程で申込者に対し追加の書類の提出、又は証明を受ける設備の提出を求めたとき。
- (3) 第13条に規定する書類に不備があったとき。

(審査の結果の報告)

- 第19条 当社が、認証を行った場合は、法第38条の24第3項において準用する法第38条の6第2項の規定に基づき、規則第17条第4項の規定に定める内容を総務大臣に対し報告します。

(申込みの取下げ)

- 第20条 申込者は、申込みの全部又は一部を取下げることが出来る。
- 2 当社は、申込みを受理した日から起算して30日を経過し、且つ、次の事項のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込みの取下げを求めることが出来る。
- (1) 申込みの受理を行ってから30日以内に手数料の納付がなかったとき。
- (2) 第7条に規定されている審査の過程において、当社が申込者に追加の書類又は証明を希望する設備の提出を求めた日から20日以内に提出がなかったとき。
- (3) 第6条に規定されている書類に不備があり、その補正を求めた日から20日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

(表示)

- 第21条 当社から認証を受けた者は、規則第20条の規定に基づき、証明ラベル（別表第8号）を自ら作成し、特定無線設備の見やすい箇所（当該表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備にあつては、取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所）に付さなければなりません。
- 2 前項の表示のため、申込者は、希望により証明ラベルの作成を当社に依頼することができます。別表14号に必要事項を記入してお申込ください。
- 3 表示が付された特定無線設備について変更の工事をした場合、当該変更の工事をした者は、証明規則第8条の2に定める方法でその表示を除去しなければなりません。

(記載事項の変更届等)

- 第22条 証明を受けた者は、第19条で総務大臣に報告した事項に変更（証明を受けた日から起算して10年を経過するまでの変更に限る。）があったときには、規則第6条第6項に基づき、遅滞なく規則様式第6号の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを当社に提出するものとする。

3 変更の手続きについては、申込者に代わり当社で代行することも出来る。(有料)

(不正な認証等についての報告)

第23条 当社は、次の事項を知ったときには、直ちにその旨を総務大臣に報告するものとする。

- (1) 証明を受けた者が不正な手段により認証を受けたこと。
- (2) 証明員が法令に違反して認証の審査をしたこと。
- (3) 工事設計認証に基づく特定無線設備が技術基準に適合していないこと。

(工事設計合致義務等)

第24条 当社から認証を受けた者は、法第38条の25の規定により、当該の特定無線設備を当該の工事設計に合致するようにならなければならない。また、工事設計の認証に係る確認の方法に従い、当該の特定無線設備についての検査を行い、規則第19条の規定に定めるところにより、その検査記録を作成し、検査の日から10年間保存しなければならない。

検査記録には以下の事項が記載されていること。

- (1) 検査に係る工事設計認証番号
 - (2) 検査を行った年月日及び場所
 - (3) 検査を行った責任者の氏名
 - (4) 検査を行った特定無線設備の数量
 - (5) 検査の方法
 - (6) 検査の結果
- 2 前項に規定されている検査記録を保存する場合には、電磁的記録に係る記録媒体により行うことが出来る。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

第3節 証明等の業務の公開の方法

(業務規定の公開)

第25条 当社は、本規程をインターネット上に開設したホームページ
(<http://eaw.bureauveritas.jp/>) において公表するものとする。

第3章 他の者に特性試験における試験の一部を委託する場合

(業務委託先の条件)

第26条 特性試験の一部を委託する場合は、当該特定無線設備の試験を実施するのに十分な能力、および測定器等を保有する登録証明機関もしくは登録検査等事業者とする。

(業務委託先との契約について)

第27条 当社は、特定無線設備の特性試験における試験の一部を他の者に委託する場合は、証明規則第6条第2項の規定に基づき、当該受託者と事前に特定無線設備の試験業務に係る契約書をもって次の事項を取り決める。

- (1) 委託する試験の範囲及びそれに係る特定無線設備の種別

- (2) 受託者が、法別表第3号の下欄に掲げる測定器等であって、法第24条の2第4項第2号のいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の1日から起算して1年以内のものに限る。)を使用して試験が行われることの確認に関する事項
- (3) 規則別表第一号に定める特性試験を、平成16年総務省告示第88号と同じ、もしくは同等以上の方法によって試験が行われることの確認に関する事項
- (4) 試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないことの確認に関する事項
- (5) 試験に係る責任の所在及び業務の分担に関する事項
- (6) 試験に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項
- (7) その他特性試験に係る試験業務の適正な実施を確保するために必要な事項

(公開請求について)

第29条 当社は、第26条に掲げる事項の情報について公開請求があったときは、受託者にその旨を連絡した上で、当該事項について口頭による説明又は文書にて公開するものとする。

(請求の拒否)

第30条 当社は、第26条に掲げる事項の請求に正当な理由が認められないときはこれを拒否することができる。

第4章 手数料の額及びその収納の方法

(手数料の収納)

第31条 当社は、証明等の申込みを受理し、契約を締結した時は、別表第14号に定める試験料金一覧表に従い、試験料金の請求書を申込者に対して発行する。

2 申込者は、前項の試験料金を、当社の指定する銀行へ振り込みにより、指定期日までに当社に納入する。ただし緊急を要する場合又は申込者の要望で当社が認める場合には、別の収納方法によることができる。

3 前項の払い込みに要する費用は申込者の負担とする。

(手数料の返還)

第32条 当社が収納した手数料は返還しない。ただし、当社の責に帰すべき事由により証明等の業務が実施できなかつた場合には、この限りではない。

第5章 証明員の選任及び解任並びにその配置

(証明員の選任及び解任)

第33条 証明等の業務を実施するため、当社が任命する証明員の資格は、法別表第4に定めるところによる。

2 証明員の選任及び解任は、当社の代表取締役が行う。ただし、次の事項に該当する場合でなければその意に反して解任することは出来ない。

- (1) 証明員に休職を命じたとき。
- (2) 証明員を解雇したとき。
- (3) 証明員が退職したとき。
- (4) 証明員が法及びこれに基づく命令に違反したとき。

(5) 秘密保持義務違反等の職務上の業務違反その他証明員としてふさわしくない行為があったとき。

(6) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

3 代表取締役は、証明員を選任又は解任したときは、規則第9条に規定する手続きによりその旨を総務大臣に届け出るものとする。

(証明員の配置)

第34条 証明員の配置は、第5条に規定する事務所の所在地とする。

2 配置計画により、証明員の事務所への配置は1名以上となるようにする。

(証明員の職務遂行)

第35条 証明員は、技適又は認証の公共性及び重要性を自覚し、厳正に職務を遂行する。

2 当社は、証明員が過去2年間に証明等のあった特定無線設備の製造業者等の役員又は従業員であったときは、当該申込みに係る証明等の業務に従事させないこととする。

第6章 証明等の秘密の保持

(秘密保持義務)

第36条 当社の役員及びその職員（証明員を含む。以下同じ。）並びにこれらの者であった者は、証明等の業務に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第7章 証明等の業務に関する帳簿及び書類の管理について

(帳簿の管理)

第37条 法38条の12に規定する帳簿及び書類（以下「帳簿等」という。）の記載内容は、規則第13条第1項に規定する内容とし、帳簿等はスマートワールドグループの長が管理するものとする。

(帳簿の種類及び保存期間)

第38条 帳簿及び書類（以下「帳簿等」という。）の種類及び保存期間次のとおりとする。

<保管期間>

- | | |
|-------------------------------|-----|
| ①証明規則第13条に定める帳簿 | 10年 |
| ②証明規則第21条に準用される証明規則第13条に定める帳簿 | 10年 |
| ③申込書及び同意書 | 10年 |
| ④特性試験結果通知書 | 10年 |
| ⑤測定器等管理簿 | 10年 |
| ⑥測定器校正管理簿 | 10年 |
| ⑦拒否及び取り消し通知書 | 5年 |

2 前項の帳簿等の保存期間は、当該帳簿等の完結した日から起算する。

(帳簿及び書類の管理並びに帳簿及び図書の保存方法)

(書類の管理場所)

第 39 条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要ある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室（外部の倉庫を含む。）、ロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、前条(1)に規定する帳簿への記載事項及び(2)に規定する書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

第 8 章 財務諸表等の備付け及び閲覧等

(財務諸表等の備え付け及び閲覧)

第 40 条 当社は、毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の貸借対照表及び収支計算書並びに事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、5 年間事務所に備えて置くものとする。

- 2 利害関係人は、当社の業務時間内は、次に掲げる請求をすることができる。
 - (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - (2) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法 38 条の 11 第 2 項で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - (3) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて法 38 条の 11 第 2 項で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(事前相談)

第 41 条 申請者は、証明等の申請に先立ち、当社に事前に相談をすることができる。この場合において、当社は誠実かつ公正に対応するものとする。

別表 1 号 技術基準適合証明申込書

技術基準適合証明申込書

令和 年 月 日

ビューローベリタスジャパン株式会社 殿

申 込 者 郵 便 番 号
 本 社 所 在 地
 法 人 名
 役 職, 代 表 者 名
 担 当 部 署
 責 任 者 名 印

※私は下記代理人を定めて、技術基準適合証明に関する申込み手続きに係る権限を委任します。

申 込 代 理 人 郵 便 番 号
 住 所
 法 人 名
 役 職, 氏 名 印

下記のとおり電波法第38条の6の規定による技術基準適合証明を受けたいので、同意書を添えて
 申込みます。
 尚、申込書類に記載されている内容については、申込者が貴社に対し最終的な責任を負います。

申 込 の 区 分		<input checked="" type="checkbox"/> 新 規 <input type="checkbox"/> 簡 易
特 定 無 線 設 備 の 種 別		証 明 規 則 第 2 条 第 1 項 第 号 の 無 線 設 備
特 定 無 線 設 備 の 型 式 又 は 名 称		
特 定 無 線 設 備 の 製 造 者 名		
製 造 番 号		
申 込 台 数		
特 定 無 線 設 備 の 提 出		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
特 性 試 験 結 果 の 提 出		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
簡 易 の 場 合	工 事 設 計 書 の 変 更	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	技 術 基 準 適 合 証 明 番 号 等	技 術 基 準 適 合 証 明 番 号: 証 明 年 月 日: 年 月 日
	相 違 点	
連 絡 先	郵 便 番 号、住 所 部 署 氏 名 電 話 e-mail 又 は FAX	
備 考		

別表 2号 技術基準適合証明等申込同意書

技術基準適合証明等申込同意書

ビューローベリタスジャパン株式会社を甲とし、電波法第38条の6に規定する技術基準適合証明又は電波法第38条の24に規定する特定無線設備の工事設計についての認証(以下「証明等」とする。)の申込者を乙として、甲と乙とは以下の約定により証明等の業務の申込に関し同意します。

第1条(適用)

本同意書は、乙が甲に申込を行うことにより、甲が乙に対して提供する証明等の業務に適用するものとする。

第2条(本同意書の有効期限)

本同意書の有効期限は、乙が本同意書に押印または署名を行った日から証明を行った日までとする。ただし、本同意書第7条に定める秘密保持に関しては、別途定めるものとする。また、第8条に定める責任制限に関しては、本条の有効期限を適用しないものとする。

第3条(技術基準適合証明申込書又は工事設計認証申込書)

- 1 本同意書と同時に乙が提出する技術基準適合証明申込書又は工事設計認証申込書(以下「申込書」という。)は、申込を行う特定無線設備毎に乙が甲に提出するものとし、申込の全てに対して乙が責任を負うものとする。
- 2 乙が申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、遅滞なく甲に届出を行うものとする。

第4条(技術基準適合証明又は工事設計認証申込書類)

- 1 乙が申込書と同時に甲に提出する技術基準適合証明又は工事設計認証申込書類(以下「申込書類」という。)の記載事項は、乙が全ての責任を負うものとする。
- 2 乙が提出した申込書類に関し、甲がその一部または全部に疑義があると判断した場合は、その旨を乙に通知した上で修正を行った申込書類の提出を求めることができるものとする。

第5条(試験結果報告書)

- 1 乙が申込書類の一部として甲に提出する試験結果報告書の記載内容は、乙が全ての責任を負うものとする。
- 2 乙が提出した試験結果報告書に関し、甲がその一部または全部に疑義があると判断した場合は、その旨を乙に通知した上で申込設備の提出を受け、甲がその試験を行うことを乙は拒まないものとする。

第6条(審査)

- 1 甲は乙が申込書類を添えて提出を行った申込書を受理したときは、甲が発行する業務規程に基づき、速やかに審査を行うものとする。

第7条(秘密保持)

- 1 甲は乙が提出する申込書類の内容及び申込に関連する情報等、業務上知り得た乙特有の技術、財務、生産、営業等の内容について、その機密の保持を行う義務を負う。
- 2 甲は、管轄官庁である総務省からの指導に基づき、申込書類の内容を開示する必要が生じた場合は、必要最小限の範囲内で申込書類の内容を総務省に開示することがある。
- 3 申込書類の内容に関する秘密の保持期間は、乙が本同意書に押印またはサインを行った日から1年間とする。ただしこの期間を書面通知により延長することを甲は拒まないものとする。

第8条(責任制限)

- 1 乙が甲に提出した申込書類の記載内容に虚偽の事実があった場合には、甲はその一切の責任を負いません。
- 2 甲が証明を行った後、乙が証明を受けた設備の回路や構成に変更や追加または削除を行い、甲が証明の事実と同一ではないと認める場合は、甲はその一切の責任を負わない。
- 3 甲が証明を行った際に乙に対して提示した条件を、乙が証明を受けた設備に反映させなかったことにより起因する不具合に関しては、甲はその一切の責任を負わない。

第9条(管轄裁判所)

本同意書に関する訴訟については、横浜地方裁判所をもって合意の管轄裁判所とする。

第10条(協議)

本同意書に定めのない事項及び本同意書の各条項に疑義が生じたときは、甲および乙で協議し、信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとする。本同意書の締結を証して乙が署名(記名)押印した本同意書の原本を申込書に添えて提出するものとする。

甲: 住 所 〒224-0033 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎東4丁目5番17号
会 社 名

乙: 住 所 〒
申 込 者 会 社 名
役 職、氏 名

印

日 付 令和 年 月 日

別表 3号 証明等の申込に係る提出書類及び資料

証明等の申込に係る提出書類及び資料

項番	必要な書類及び資料	技適	認証	内容又は概要
1	技術基準適合証明等申込同意書	○	○	別表2号に必要事項を記載ください。
2	技術基準適合証明申込書	○		別表1号に必要事項を記載ください。
3	工事設計認証申込書		○	別表9号に必要事項を記載ください。
4	変更内容説明書	○	○	技適又は認証を受けた特定無線設備の変更を行った内容及び電気的特性並びにその他必要な事項について記載したもの。
5	工事設計書	○	○	証明等規則別表第2号に係る様式及び書類並びに資料、工事設計の内容を説明するために必要となる資料及び事項を記載したもの。
6	確認方法書		○	申込設備がその工事設計に合致するこの確認方法に係る事項を記載した資料(証明等規則別表第4号に該当)又は当社が同等と認める書類又は資料。
7	取扱説明書	○	○	操作及び保守の方法を記載したもの。
8	図面・写真等	○	○	特定無線設備を提出しない場合であって、その外観(寸法を記したもの)及び部品の配置を示したもの並びに認証の場合は、認証の表示についてその寸法を記載したもの。
9	試験結果報告書	○	○	特定無線設備を提出しない場合であって、第7条第3項第2号又は第15条第3項第2号で規定する内容が記載されているもの。
10	その他	○	○	審査の過程で参考となる事項を記載したもの。

(2/2)

軽微な変更の工事に係る事項	条件	添付を要する書類等
2 電源装置 (1) 電源装置の種類 (2) 電源装置の内容(電子管、半導体製品、部品又は材料、回路方式、部品配置等)	同等以上の性能を有するものに限る。 同上	規格名を記載した書類
3 空中線及び給電線	増設、撤去又は取付位置の変更を含む。	外観図又は写真
4 空中線(レーダーに限る。)	周波数又は空中線電力に変更を来たすこととならない場合に限る。	
5 指示器(レーダーに限る。)	電氣的性能に変更を来たすこととならない場合に限る。	
6 附属装置 (1) 選択呼出装置、呼出名称記憶装置、自動識別装置及び送信装置識別装置等 (2) 多重端局装置、無線呼出用端局装置、模写伝送装置、印刷電信装置、秘話装置、テレメータ付加装置、変調信号処理装置等の符号変換装置 (3) その他の附属装置(警報装置、監視装置及び制御装置等)	増設(新たに追加する場合を含む。移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。)又は撤去を含む。 増設(移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。)又は撤去を含む。いずれも副搬送周波数、最高変調周波数、若しくは偏移周波数に変更を来たすこととならない場合又は通信路数(電話通信路以外の通信路の数にあっては、電話通信路に換算した数とする。)が増加することとならない場合に限る。 増設(移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。)又は撤去を含む。	
7 その他 (1) 筐体 ア 機器本体の寸法及び形状 イ 機器本体の材質 ウ 機器本体と別筐体のもの	移動用又は携帯用のものにあつては、高さ、幅及び奥行きの和の比が10%までの場合に限る。ただし、上記が適当でないと思われる場合においては、この限りではない。 材質の強度及び機器の電氣的性能が同等以上の場合に限る。	外観図又は写真 材質の強度に係る書類、点検結果を記載した書類 外観図又は写真

注 添付を要する書類等については、新旧を対照として記載すること。

別表 5号 変更の工事に係る事項並びに技術基準適合証明及び工事設計認証の変更の申込書に添付する書類等

軽微な変更の工事に係る事項	条件	添付を要する書類等
<p>1 送受信装置</p> <p>(1) 技術基準適合証明及び工事設計認証を希望する電波の型式及び周波数</p> <p>(2) 技術基準適合証明及び工事設計認証を希望する空中線電力</p> <p>(3) 電子管、半導体製品、部品及び材料</p> <p>(4) 回路又はプログラム</p>	<p>回路方式、筐体の形状及び寸法に変更を来たさない場合に限る。</p> <p>空中線電力を低下させる場合であつて、回路方式、筐体の形状及び寸法に変更を来たさない場合に限る。ただし、電力増幅器を接続することによって空中線電力を切り換えることが出来るものを除く。</p> <p>電波の型式、周波数、空中線電力又は発振若しくは変調の方式に変更を来たすこととならない場合に限る。</p> <p>発振又は変調の方式に変更を来たすこととならない場合に限る。</p>	<p>工事設計書並びに申込設備の操作及び保守の方法を記載した書類のうち、既に技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた特定無線設備と異なる部分に係るもの</p>
<p>2 附属装置</p> <p>(1) 模写伝送装置、印刷電信装置、秘話装置、テレメータ付加装置、変調信号処理装置等の符号変換装置</p>	<p>副搬送周波数、最高変調周波数、若しくは偏移周波数に変更を来たすこととなる変更又は増設(新たに追加する場合を含む。)に限る。</p>	

注 添付を要する書類等については、新旧を対照として記載すること。

別表 6号 技術基準適合証明の試験に係る抜取台数

申込台数	抜取台数
1～2	全数
3～25	2
26～50	3
51～90	5
91～150	8
151～280	13
281～500	20

別表 7 号 技術基準適合証明証書

技術基準適合証明証書

証 明 を 受 け た 者	
特 定 無 線 設 備 の 種 別	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
特定無線設備の型式又は名称	
特定無線設備の製造者名	
製 造 番 号	
技 術 基 準 適 合 証 明 番 号	
証 明 を し た 年 月 日	
備 考	

上記のとおり、電波法第38条の6第1項の規定に基づく技術基準適合証明を行ったものであることを証する。

令和 年 月 日

ビューローベリタスジャパン株式会社 印

別表 8号 技術基準適合証明拒否通知書

令和 年 月 日

殿

ビューローベリタスジャパン株式会社

技術基準適合証明拒否通知書

令和 年 月 日付申込に係る下記1の特定無線設備は、下記2の理由により技術基準適合証明を行うことを拒否しますので通知します。

記

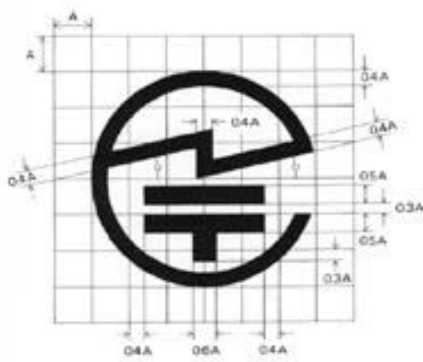
1. 特定無線設備の内容
 - (1) 特定無線設備の種別
 - (2) 電波の型式、周波数及び空中線電力
 - (3) 型式又は名称
 - (4) 製造番号

2. 拒否の理由

別表 9号 証明ラベルの様式及び技術基準適合証明、工事設計認証番号について

1 証明ラベルの様式

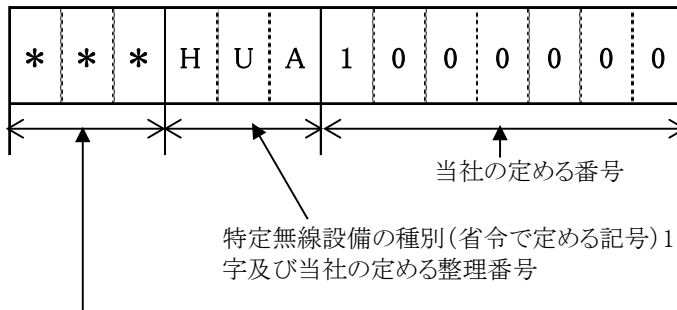
表示する事項は、次の様式の表示及び様式の表示に付加する記号並びに技適番号又は認証番号とする。



- 1) マークの大きさは、直径3ミリメートル以上であること。
- 2) 材料は、容易に損傷しないものであること。
但し、電磁的表示の場合は適用しない。
- 3) 技術基準適合証明番号又は認証番号は第2項又は第3項のとおりであること。
- 4) 地色は、適宜とすること。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
- 5) 技術基準適合証明マークの近傍に、記号 R を付加すること。

2 技術基準適合証明番号

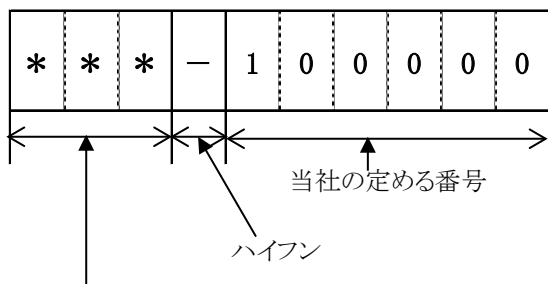
- 1) 最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関番号(当社は「022」)とし、これに続く1又は2文字は無線設備の種別に従い、省令で定める記号及び当社で定める整理記号とする。(別表第14号)
- 2) 省令記号に続く番号は、当社が定める9桁の記号および数字とする。最初の2文字は当社が指定した記号とし、以降の7文字を申請の通し番号とする。
- 3) 技適の証明番号の付与方法



登録証明機関の区分を示す番号

3 工事設計認証番号

- 1) 最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関番号(当社は「022」とし、これに続く4文字目は(「ハイフン」とし、5文字目から10文字目までは一の認証工事設計毎に当社の定める番号とする。
- 2) (「ハイフン」)続く番号は、当社が定める6桁の数字とする。申込を受理した際の通し番号とする。
- 3) 認証の証明番号の付与方法



登録証明機関の区分を示す番号

- 4) 異なる認証工事設計に基づく二以上の特定無線設備により、一の無線設備を構成するものの申込みを受けた場合は、当該一の無線設備に対して同一の工事設計認証番号を発行することができる。
- 5) 既に認証を受けている特定無線設備についての申込みを受けた場合は、情報通信認証連絡会 (ICCJ)による「同一認証番号とする場合のガイドライン」の最新版(総務省 電波利用ホームページ内、情報通信認証連絡会 (ICCJ)ウェブページに掲示)に掲げる条件の下、変更前の工事設計認証番号を発行することができる。

別表 10号 工事設計認証申込書

工事設計認証申込書

令和 年 月 日

ビューローベリタスジャパン株式会社 殿

申 込 者 郵 便 番 号
 本 社 所 在 地
 法 人 名
 役 職,代 表 者 名
 担 当 部 署
 責 任 者 名 印

※私は下記代理人を定めて、技術基準適合証明に関する申込み手続きに係る権限を委任します。

申 込 代 理 人 郵 便 番 号
 住 所
 法 人 名
 役 職, 氏 名 印

下記のとおり電波法第38条の24の規定による特定無線設備の工事設計について認証を受けたいので、同意書を添えて申込みます。
 尚、申込書類に記載されている内容については、申込者が貴社に対し最終的な責任を負います。

申 込 の 区 分		<input type="checkbox"/> 新 規	<input type="checkbox"/> 変 更
特 定 無 線 設 備 の 種 別		証 明 規 則 第 2 条 第 1 項 第 号 の 無 線 設 備	
特 定 無 線 設 備 の 型 式 又 は 名 称			
特 定 無 線 設 備 の 製 造 者 名			
特 定 無 線 設 備 の 提 出		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
特 性 試 験 結 果 の 提 出		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
証 明 ラ ベ ル の 発 行		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
変 更 の 場 合	工 事 設 計 書 の 変 更	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	確 認 方 法 書 の 変 更	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	認 証 番 号 等	認 証 番 号: 認 証 年 月 日: 年 月 日	
	相 違 点		
連 絡 先	郵 便 番 号、住 所 部 署 氏 名 電 話 e-mail 又 は FAX		
ISO9001 の 認 定 に つ い て		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	所 在 地 製 造 工 場 名 (ISO認 定) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備 考			

別表 1 1 号 受付確認通知書

受付確認通知書

申 込 者	
特 定 無 線 設 備 の 種 別	
特 定 無 線 設 備 の 型 式 又 は 名 称	
特 定 無 線 設 備 の 製 造 者 名	
受 付 番 号	
通 知 年 月 日	
備 考	

本受付確認通知書は、申込書の受理を申込者に通知するものです。
受付番号は審査の過程において変更になる場合があります。

ビューローベリタスジャパン株式会社 印

別表 1 2 号 工事設計認証書

工事設計認証書

認 証 を 受 け た 者	
特 定 無 線 設 備 の 種 別	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
特定無線設備の型式又は名称	
特定無線設備の製造者名	
製 造 番 号	
工 事 設 計 認 証 番 号	
認 証 を し た 年 月 日	
備 考	

上記のとおり、電波法第38条の24第1項の規定に基づく工事設計認証を行ったものであることを証する。

令和 年 月 日

ビューローベリタスジャパン株式会社 印

別表 1 3 号 工事設計認証拒否通知書

令和 年 月 日

殿

ビューローベリタスジャパン株式会社

工事設計認証拒否通知書

令和 年 月 日付申込に係る工事設計について、下記の理由により工事設計認証を行うことを拒否
しますので通知します。

記

- 1 工事設計の内容
 - (1) 特定無線設備の種別
 - (2) 電波の型式、周波数及び空中線電力
 - (3) 型式又は名称

- 2 拒否の理由

別表 1 4 号 省令で定める記号及び当社の定める整理番号

別表 1 5 号 技術基準適合証明及び無線設備の工事設計についての認証手数料

1. 省令で定める記号及び当社の定める整理番号並びに技術基準適合証明及び工事設計認証の手数料

別表14号 省令で定める記号及び当社の定める整理番号
別表15号 技術基準適合証明及び無線設備の工事設計についての認証手数料

1-1. 第38条の2の第2項第1号に定める特定無線設備(免許不要局)

略称	証明規則 第2条第1項	証明規則 様式第7 号に規定 する省令 記号	記号		技術基準適合証明(技術)手数料			工事設計認証(認証)手数料		
			証明設備の方式、周波数等、用途等の区分	当社の 定める 整理記号 等	証明基本料 (新規の場合)	特性試験 最初の1台目	特性試験 2台目以降	認証基本料 (新規の場合)	特性試験	
市民ラジオ	第3号	O		AA	¥60,000	¥120,000	¥60,000	¥150,000	¥150,000	
コードレス電話*注1	第7号	L		AA	¥60,000	¥180,000	¥90,000	¥150,000	¥200,000	
特定小電力機器	第8号	Y	テレメーター用 テレコントロール用 データ伝送用	315MHz帯	BA	¥60,000	¥120,000	¥60,000	¥150,000	¥150,000
				400MHz帯	BB	¥60,000	¥120,000	¥60,000	¥150,000	¥150,000
				920MHz帯	BC	¥60,000	¥120,000	¥60,000	¥150,000	¥150,000
				1200MHz帯	BD	¥60,000	¥120,000	¥60,000	¥150,000	¥150,000
			医療用テレメーター	CA	¥60,000	¥120,000	¥60,000	¥150,000	¥150,000	
			体内挿込型医療用データ伝送及び体内挿込型医療用遠隔計測	DA	¥60,000	¥120,000	¥60,000	¥150,000	¥150,000	
			国際輸送用データ伝送設備、国際輸送用データ制御設備	EA	¥60,000	¥120,000	¥60,000	¥150,000	¥150,000	
			無線呼出	FA	¥60,000	¥120,000	¥60,000	¥150,000	¥150,000	
			ラジオマイク	70MHz(D型)	GA	¥60,000	¥120,000	¥60,000	¥150,000	¥150,000
				300MHz(C型)	GB	¥60,000	¥120,000	¥60,000	¥150,000	¥150,000
				800MHz(B型)	GC	¥60,000	¥120,000	¥60,000	¥150,000	¥150,000
			補聴援助用ラジオマイク	HA	¥60,000	¥120,000	¥60,000	¥150,000	¥150,000	
			無線電話	IA	¥60,000	¥120,000	¥60,000	¥150,000	¥150,000	
			音声アシスト用無線電話	JA	¥60,000	¥120,000	¥60,000	¥150,000	¥150,000	
			移動体識別	2400MHz帯(FH方式)	KA	¥60,000	¥120,000	¥60,000	¥250,000	¥400,000
				2400MHz帯(FH方式以外)	KB	¥60,000	¥120,000	¥60,000	¥250,000	¥400,000
				920MHz帯	KC	¥60,000	¥120,000	¥60,000	¥250,000	¥400,000
			ミリ波レーダー	LA	¥60,000	¥380,000	¥190,000	¥250,000	¥400,000	
			ミリ波画像伝送及びミリ波データ伝送	MA	¥60,000	¥380,000	¥190,000	¥250,000	¥400,000	
			移動体検知センサー	10.5GHz帯	NA	¥60,000	¥380,000	¥190,000	¥250,000	¥400,000
24GHz帯	NB	¥60,000		¥380,000	¥190,000	¥250,000	¥400,000			
人・動物検知通報システム	OA	¥60,000	¥120,000	¥60,000	¥150,000	¥150,000				
小電力セキュリティ	第13号	AZ		A	¥60,000	¥120,000	¥60,000	¥150,000		
2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム	第19号	WW		A	¥60,000	¥120,000	¥60,000	¥150,000		
2.4GHz帯小電力データ通信システム	第19号の2	GZ		A	¥60,000	¥120,000	¥60,000	¥150,000		
2.4GHz帯小電力データ通信システム (屋外で使用する模型飛行機)	第19号の2の2	UV	周波数範囲: 2.400MHz~2483.5MHz	A	¥60,000	¥120,000	¥60,000	¥150,000		
2.4GHz帯小電力データ通信システム (屋外で使用する模型飛行機)	第19号の2の3	VV	周波数範囲: 2.471MHz~2497MHz	A	¥60,000	¥120,000	¥60,000	¥150,000		
5GHz帯小電力データ通信システム	第19号の3	XW	(W52,W53) *旧規定 2020/7/10まで	A	¥60,000	¥120,000	¥60,000	¥150,000		
5GHz帯小電力データ通信システム		XA	5150~5350MHz,5470~5730MHz *新规定	A	¥60,000	¥190,000	¥95,000	¥225,000		
5GHz帯小電力データ通信システム(屋外)	第19号の3の2	YW	(W56) *旧規定 2020/7/10まで	A	¥60,000	¥120,000	¥60,000	¥150,000		
5GHz帯小電力データ通信システム	第19号の3の3	HS	(W52 or W53)&W56 を同時送信するもの *旧規定 2020/7/10まで	A	¥60,000	¥120,000	¥60,000	¥150,000		
準ミリ波帯小電力データ通信システム	第19号の4	HX		A	¥60,000	¥380,000	¥190,000	¥400,000		
60GHz帯小電力データ通信システム	第19号の4の2	WU	空中線電力: 10mW超	A	¥60,000	¥380,000	¥190,000	¥250,000		
60GHz帯小電力データ通信システム	第19号の4の3	WV	空中線電力: 10mW以下	A	¥60,000	¥380,000	¥190,000	¥400,000		
5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局 (空中線電力0.01ワット以下)	第19号の11	FV	空中線電力: 10mW以下	A	¥60,000	¥180,000	¥90,000	¥200,000		
時分割多元接続方式 狭帯域デジタルコードレス電話	第21号	IZ		A	¥60,000	¥250,000	¥125,000	¥250,000		
時分割多元接続方式 広帯域デジタルコードレス電話	第21号の2	AT	DECT	A	¥60,000	¥250,000	¥125,000	¥250,000		
時分割多元接続方式デジタルコードレス電話	第21号の3	BT	sXGP	A	¥60,000	¥250,000	¥125,000	¥250,000		
PHS陸上移動局	第22号	JX		A	¥60,000	¥250,000	¥125,000	¥300,000		
狭域通信システム用陸上移動局	第32号	CY		A	¥60,000	¥180,000	¥90,000	¥200,000		
狭域通信システム用試験局	第33号の2	FX		A	¥60,000	¥180,000	¥90,000	¥200,000		
超広帯域無線システム(UWB)	第47号	UW		A	¥60,000	¥260,000	¥130,000	¥300,000		
超広帯域無線システム(UWBレーダー)	第47号の2	VU		A	¥60,000	¥350,000	¥175,000	¥250,000		
屋外型超広帯域無線システム	第47号の3	UO		A	¥60,000	¥280,000	¥140,000	¥280,000		
700MHz帯高度道路交通システム用 陸上移動局	第64号	XT		A	¥60,000	¥180,000	¥90,000	¥200,000		
5.2GHz帯高出力データ通信システム陸上移動局	第75号	CR		A	¥60,000	¥190,000	¥95,000	¥280,000		

*注1:「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込みいたく場合には子機の証明手数料及び特性試験手数料は半額となります。

1-2. 第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備(包括免許局)

略称	証明規則 第2条第1項	記号			技術基準適合証明(技適)手数料			工事設計認証(認証)手数料	
		証明規則 様式第7 号に規定 する省令 記号	証明設備の方式、周波数等、用途等の区分	当社の 定める 整理記号 等	証明基本料 (新規の場 合)	特性試験 最初の1台目	特性試験 2台目以降	認証基本料 (新規の場 合)	特性試験
Ku帯VSAT地球局	第9号	V		AA	¥60,000	¥430,000	¥215,000	¥280,000	¥430,000
Ka帯VSAT地球局	第9号の2	SW		A	¥60,000	¥430,000	¥215,000	¥280,000	¥430,000
携帯無線通信用陸上移動局 (小電力レピータ)	第10号	VT	陸上移動局(小電力レピータ) OBW:90%以内	A	¥60,000	¥430,000	¥215,000	¥280,000	¥430,000
	第10号の2	VS	陸上移動局(小電力レピータ) OBW:90%超	A	¥60,000	¥450,000	¥225,000	¥280,000	¥450,000
DS-CDMA携帯無線通信用陸上移動局	第11号の3	XY		A	¥60,000	¥260,000	¥130,000	¥280,000	¥280,000
MC-CDMA携帯無線通信用陸上移動局	第11号の4	ZY		A	¥60,000	¥260,000	¥130,000	¥280,000	¥280,000
T-HCDMA携帯無線通信用陸上移動局	第11号の7	MW		A	¥60,000	¥260,000	¥130,000	¥280,000	¥280,000
T-CDMA携帯無線通信用陸上移動局	第11号の8	NX		A	¥60,000	¥260,000	¥130,000	¥280,000	¥280,000
T-CDMA携帯無線通信用陸上移動局 (マルチキャリア方式)	第11号の8の2	XU		A	¥60,000	¥260,000	¥130,000	¥280,000	¥280,000
TD-CDMA携帯無線通信用陸上移動局	第11号の11	OW		A	¥60,000	¥260,000	¥130,000	¥280,000	¥280,000
TD-SCDMA携帯無線通信用陸上移動局	第11号の12	PW		A	¥60,000	¥260,000	¥130,000	¥280,000	¥280,000
TD-OFDMA携帯無線通信用陸上移動局	第11号の15	DU		A	¥60,000	¥260,000	¥130,000	¥280,000	¥280,000
TD-FDMA携帯無線通信用陸上移動局	第11号の17	FU		A	¥60,000	¥260,000	¥130,000	¥280,000	¥280,000
SC-FDMA携帯無線通信用陸上移動局	第11号の19	HU		A	¥60,000	¥260,000	¥130,000	¥280,000	¥280,000
SC-FDMA携帯無線通信用陸上移動局(NB-IoT)	第11号の19の2	PS		A	¥60,000	¥260,000	¥130,000	¥280,000	¥280,000
SC-FDMA携帯無線通信用陸上移動局(eMTC)	第11号の19の3	QS		A	¥60,000	¥260,000	¥130,000	¥280,000	¥280,000
TDSC-FDMA携帯無線通信用陸上移動局	第11号の21	JU		A	¥60,000	¥260,000	¥130,000	¥280,000	¥280,000
TDSC-FDMA携帯無線通信用陸上移動局 (中継)	第11号の21の2	IS		A	¥60,000	¥480,000	¥240,000	¥280,000	¥280,000
OFDMA携帯無線通信用陸上移動局	第11号の25	NU		A	¥60,000	¥260,000	¥130,000	¥280,000	¥280,000
OFDMA-U携帯無線通信用陸上移動局	第11号の26	OU		A	¥60,000	¥260,000	¥130,000	¥280,000	¥280,000
第5世代移動通信システム用陸上移動局	第11号の30	ER	3.6~4.1GHz, 4.5~4.9GHz	A	¥60,000	¥420,000	¥210,000	¥280,000	¥420,000
	第11号の32	GR	27~29.5GHz	A	¥60,000	¥900,000	¥450,000	¥280,000	¥900,000
携帯移動衛星データ通信用地球局(対地静止)(オムニ トラックス)	第14号	BZ		A	¥60,000	¥430,000	¥215,000	¥280,000	¥430,000
携帯移動衛星データ通信用地球局(非静止)(オーブ ム)	第14号の2	AY		A	¥60,000	¥260,000	¥130,000	¥280,000	¥280,000
加入者系多方向用移動局	第15号の2	LY		A	¥60,000	¥430,000	¥215,000	¥280,000	¥430,000
5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局	第19号の9	DV		A	¥60,000	¥180,000	¥90,000	¥280,000	¥200,000
5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局(0.2マイク ロワット以下)	第19号の10	EV		A	¥60,000	¥180,000	¥90,000	¥280,000	¥200,000
800MHz帯デジタルMCA(陸上移動局)	第20号の2	VX		A	¥60,000	¥180,000	¥90,000	¥280,000	¥180,000
高度MCA陸上移動局	第20号の3	HR		A	¥60,000	¥280,000	¥140,000	¥280,000	¥280,000
周波数自動選択RZSSB	第25号の2	RO		A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥280,000
周波数追従RZSSB	第25号の3	RP		A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥280,000
周波数自動選択狭帯域デジタル	第25号の5	DO		A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥280,000
周波数追従狭帯域デジタル	第25号の6	DP		A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥280,000
携帯移動衛星通信用地球局(対地静止) (N-STAR)	第28号	TZ		A	¥60,000	¥260,000	¥130,000	¥280,000	¥280,000
携帯移動衛星通信用地球局(非静止) (イリジウム)	第28号の2	BY		A	¥60,000	¥260,000	¥130,000	¥280,000	¥280,000
L帯携帯移動地球局(対地静止) (スラヤ衛星携帯電話)	第28号の2の2	GS		A	¥60,000	¥260,000	¥130,000	¥280,000	¥280,000
グローバルスター携帯移動地球局	第28号の2の3	NS		A	¥60,000	¥450,000	¥225,000	¥280,000	¥450,000
ESIM携帯移動地球局	第28号の2の4	OS		A	¥60,000	¥450,000	¥225,000	¥280,000	¥450,000
インマルサット携帯移動地球局	第30号	VZ		A	¥60,000	¥260,000	¥130,000	¥280,000	¥280,000
ESV携帯移動地球局(船上地球局)	第30号の2	LW	船上地球局	A	¥60,000	¥430,000	¥215,000	¥280,000	¥430,000
ヘリサット携帯移動地球局	第30号の3	OT		A	¥60,000	¥430,000	¥215,000	¥280,000	¥430,000
防災対策携帯移動衛星通信用 携帯移動地球局	第30号の4	MS		A	¥60,000	¥280,000	¥140,000	¥280,000	¥280,000
ルール加入者無線	第31号	WZ		A	¥60,000	¥180,000	¥90,000	¥280,000	¥180,000
デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第49条の15の2第1項)	第39号	AW		A	¥60,000	¥180,000	¥90,000	¥280,000	¥180,000
航空移動衛星通信システム	第46号	HW		A	¥60,000	¥260,000	¥130,000	¥280,000	¥280,000
OFDMA広帯域移動無線アクセス(陸上移動局)	第51号	IV		A	¥60,000	¥260,000	¥130,000	¥280,000	¥280,000
TD-OFDMA/TD-SCFDMA 広帯域移動無線アクセス	第54号	LV		A	¥60,000	¥260,000	¥130,000	¥280,000	¥280,000
TD-OFDMA/TD-SCFDMA 広帯域移動無線アクセス(eMTC)	第54号の4	US		A	¥60,000	¥260,000	¥130,000	¥280,000	¥280,000

1-3. 第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備(その他の無線局)

略称	証明規則 第2条第1項	証明規則 様式第7 号に規定 する省令 記号	記号	証明設備の方式、周波数等、用途等の区分	当社の 定める 整理記号 等	技術基準適合証明(技術)手数料			工事設計認証(認証)手数料	
						証明基本料 (新規の場合)	特性試験 最初の1台目	特性試験 2台目以降	認証基本料 (新規の場合)	特性試験
SSB	第1号の9	S			AA	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
デジタル	第1号の10	D		陸上移動局(リピータ)	AA	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
F3E等	第1号の11	F			AA	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
特定ラジオマイク	第1号の12	B			AA	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
デジタル特定ラジオマイク	第1号の12の2	CU			A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
海上用DSB	第1号の13	OY			A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
SSB	第1号の14	PY			A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
F3E等	第1号の15	QY			A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
無線標定	第2号	Q			AA	¥60,000	¥450,000	¥225,000	¥280,000	¥200,000
ラジオ・ブイ	第2号の2	RY			A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
気象援助局	第3号の2	SY			A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
アナログ簡易無線(150MHz帯、400MHz帯)	第4号の2	TY			A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
無線操縦用簡易無線	第4号の4	UY	27MHz		A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
デジタル簡易無線(キャリアセンス機能なし)	第4号の5	SV	150MHz帯及び400MHz帯		A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
デジタル簡易無線(キャリアセンス機能あり)	第4号の6	TV	150MHz帯及び400MHz帯		A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
920MHz帯陸上移動局	第4号の7	ZT			A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
簡易無線	第5号	C	50GHz帯CR		AA	¥60,000	¥450,000	¥225,000	¥280,000	¥480,000
構内無線局	第6号	AS	1200MHz帯 (テレメータ・テレコントロール・データ伝送)	A		¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
			2450MHz帯移動体識別用 (周波数ホッピング以外)			¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
構内無線局又は陸上移動局	第6号の2	BS	920MHz帯移動体識別用 (設備規則第49条の9の第1号二但し書き)	A		¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
			920MHz帯移動体識別用 (キャリアセンスを備えているもの)			¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
構内無線局	第6号の3	CS	2450MHz帯移動体識別用 (周波数ホッピング方式を用いるもの)	A		¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
携帯無線通信用中継局(陸上移動中継局)	第10号	VT	OBW:90%以内	A		¥60,000	¥450,000	¥225,000	¥280,000	¥450,000
	第10号の2	VS	OBW:90%超	A		¥60,000	¥450,000	¥225,000	¥280,000	¥450,000
DS-CDMA携帯無線通信用基地局等	第11号の5	AX		A		¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
MC-CDMA携帯無線通信用基地局等	第11号の6	BX		A		¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
DS-CDMAフェムトセル基地局	第11号の6の2	XV		A		¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
MC-CDMAフェムトセル基地局	第11号の6の3	ZV		A		¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
DS-CDMA携帯無線通信用屋内基地局	第11号の6の4	ET		A		¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
MC-CDMA携帯無線通信用屋内基地局	第11号の6の5	FT		A		¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
T-HCDMA携帯無線通信用基地局等	第11号の9	NW		A		¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
T-CDMA携帯無線通信用基地局等	第11号の10	PX		A		¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
T-HCDMAフェムトセル基地局	第11号の10の2	AU		A		¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
T-CDMAフェムトセル基地局	第11号の10の3	BU		A		¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
T-HCDMA携帯無線通信用屋内基地局	第11号の10の4	GT		A		¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
T-CDMA携帯無線通信用屋内基地局	第11号の10の5	HT		A		¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等	第11号の13	OW		A		¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等	第11号の14	RW		A		¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
TD-OFDMA携帯無線通信用基地局等	第11号の16	EU	船上地球局	A		¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
TD-FDMA携帯無線通信用基地局等	第11号の18	GU		A		¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
SC-FDMA携帯無線通信用基地局等	第11号の20	IU		A		¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
SC-FDMAフェムトセル基地局	第11号の20の2	IT		A		¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
SC-FMDA携帯無線通信用屋内小型基地局	第11号の20の3	JT	OBW:90%以内	A		¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
SC-FMDA携帯無線通信用基地局等	第11号の20の4	RS	OBW:90%超	A		¥60,000	¥310,000	¥155,000	¥280,000	¥310,000
SC-FMDA携帯無線通信用フェムトセル基地局等	第11号の20の5	SS	OBW:90%超	A		¥60,000	¥310,000	¥155,000	¥280,000	¥310,000
SC-FMDA携帯無線通信用屋内小型基地局	第11号の20の6	TS	OBW:90%超	A		¥60,000	¥310,000	¥155,000	¥280,000	¥310,000
TDSC-FDMA携帯無線通信用基地局等	第11号の22	KU		A		¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
TDSC-FDMAフェムトセル基地局	第11号の23	JS		A		¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
TDSC-FDMA携帯無線通信用基地局等	第11号の24	KS		A		¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
OFDMA携帯無線通信用基地局等	第11号の27	PU		A		¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
TD-OFDMA-U携帯無線通信用基地局等	第11号の28	QU		A		¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
第5世代移動通信システム用基地局	第11号の29	DR	3.6~4.1GHz、4.5~4.9GHz	A		¥60,000	¥420,000	¥210,000	¥280,000	¥420,000
	第11号の31	FR	27~29.5GHz	A		¥60,000	¥900,000	¥450,000	¥280,000	¥900,000
アマチュア無線	第12号	K		AA		¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
加入者系多方向用基地局	第15号	KY		A		¥60,000	¥450,000	¥225,000	¥280,000	¥450,000
加入者系対向用移動局	第15号の3	MY		A		¥60,000	¥450,000	¥225,000	¥280,000	¥450,000
テレメータ用等の固定局	第16号	DZ		A		¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
非常警報用固定局	第17号	EZ		A		¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
22GHz帯固定局	第18号	FZ		A		¥60,000	¥450,000	¥225,000	¥280,000	¥450,000
5GHz帯無線アクセスシステム用基地局	第19号の5	ZW		A		¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局	第19号の6	AV		A		¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局	第19号の7	BV		A		¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)	第19号の8	CV		A		¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
800MHz帯デジタルMCA(デジタル指令局)	第20号の2	VX		A		¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000

高度MCA制御局等	第20号の4	IR		A	¥60,000	¥310,000	¥155,000	¥280,000	¥310,000
PHS基地局	第23号	KX		A	¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
PHS中継局	第23号の2	LX		A	¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
PHS試験局	第23号の23	MX		A	¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
38GHz帯固定局	第24号	LZ		A	¥60,000	¥450,000	¥225,000	¥280,000	¥450,000
RZSSB	第25号	RN		A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
狭帯域デジタル	第25号の4	QV		A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
車両感知用無線標定陸上局	第26号	NZ		A	¥60,000	¥450,000	¥225,000	¥280,000	¥450,000
道路交通情報ビーコン	第27号	PZ		A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥220,000
第3種レーダー	第28号の3	VY		A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥220,000
第4種レーダー(小型船舶用レーダー)	第29号	UZ		A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥220,000
60GHz帯高速無線回線用基地局	第31号の2	CX		A	¥60,000	¥450,000	¥225,000	¥280,000	¥450,000
60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局	第31号の3	DX		A	¥60,000	¥450,000	¥225,000	¥280,000	¥450,000
60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局	第31号の4	EX		A	¥60,000	¥450,000	¥225,000	¥280,000	¥450,000
80GHz帯高速無線伝送システム	第31号の5	UT		A	¥60,000	¥450,000	¥225,000	¥280,000	¥450,000
狭帯域通信システム用基地局	第33号	DY		A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
市町村デジタル防災用固定局	第38号	GX		A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第49条の15の2第1項及び第2項)	第40号	BW		A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
18GHz帯基地局等 (周波数分割復信方式又は時分割復信方式)	第41号	CW		A	¥60,000	¥450,000	¥225,000	¥280,000	¥450,000
18GHz帯陸上移動局(4相位相変調等)	第42号	DW		A	¥60,000	¥450,000	¥225,000	¥280,000	¥450,000
18GHz帯基地局・陸上移動中継局 (信号伝送速度:6メガビット以上)	第43号	EW		A	¥60,000	¥450,000	¥225,000	¥280,000	¥450,000
18GHz帯電気通信業務用固定局	第44号	FW		A	¥60,000	¥450,000	¥225,000	¥280,000	¥450,000
1500MHz帯固定局(DS-SS, T-HCDMA)	第48号	VW		A	¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥280,000
OFDMA広帯域移動無線アクセス(基地局等)	第49号	GV		A	¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
OFDMAフェムトセル基地局	第52号の2	KT		A	¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
OFDMA広帯域移動無線アクセス基地局 (包括免許局)	第52号の3	LT		A	¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
TD-FDMA/TD-SCFDMA広帯域 移動無線アクセス(基地局等)	第53号	KV		A	¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
TD-OFDMA/TD-SCFDMAフェムトセル基地局	第54号の2	MT		A	¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
TD-OFDMA/TD-SCFDMA広帯域 移動無線アクセス基地局	第54号の3	NT		A	¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィル	第57号	OV	他の無線局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うための無線設備	A	¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
地上デジタル放送用ギャップフィル (受信障害対策中継放送用)	第57号の2	UU	受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る	A	¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
エリア放送用地上一般放送局	第57号の3	DS		A	¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
ラジオ放送用ギャップフィル	第57号の4	GF		A	¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
簡易型船舶自動識別装置(簡易型AIS)	第58号	RU		A	¥60,000	¥220,000	¥110,000	¥280,000	¥200,000
簡易型国際VHF(25W以下)	第59号	SU		A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
簡易型国際VHF(5W以下)	第60号	TU		A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局	第61号	ZU		A	¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	第62号	CT		A	¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥300,000
700MHz帯高度道路交通システム基地局	第63号	WT		A	¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥180,000
23GHz帯無線伝送システム陸上移動局	第65号	FS		A	¥60,000	¥450,000	¥225,000	¥280,000	¥450,000
23GHz帯無線伝送システム固定局	第66号	ES		A	¥60,000	¥450,000	¥225,000	¥280,000	¥450,000
11GHz帯又は15GHz帯固定局	第67号	LS		A	¥60,000	¥450,000	¥225,000	¥280,000	¥450,000
携帯用位置指示無線標識 (406MHz帯及び121.5MHz帯)	第68号	TI		A	¥60,000	¥300,000	¥150,000	¥280,000	¥250,000
6.5GHz帯、7.5GHz帯基地局・陸上移動局	第69号	YU		A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
6GHz帯電気通信業務用固定局	第70号	YS		A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
6.5GHz帯、7.5GHz帯固定局	第71号	YT		A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
無人移動体画像伝送システム	第72号	RB		A	¥60,000	¥200,000	¥100,000	¥280,000	¥200,000
5.2GHz帯高出力データ通信システム用基地局	第73号	AR		A	¥60,000	¥190,000	¥95,000	¥280,000	¥190,000
5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動中継局	第74号	BR		A	¥60,000	¥190,000	¥95,000	¥280,000	¥190,000
150MHz帯VHFデータ交換装置	第76号	PT		A	¥60,000	¥220,000	¥110,000	¥280,000	¥220,000
400MHz帯デジタル船上天信設備	第77号	QT		A	¥60,000	¥220,000	¥110,000	¥280,000	¥220,000

1-4. 技術基準適合証明の審査手数料算定方法について

1-4-1. 審査手数料の算定方法は、次のとおりです。(金額は別表15号を参照)

(1) 申請設備を提出する場合

証明基本料+特性試験料(最初の1台目)+特性試験料(2台目以降)×(抜取台数-1)

(2) 申請設備を提出せずに特性試験結果報告書を提出する場合

証明基本料+抜き取り台数×¥2,000/台

1-4-2. その他の手数料について

上記の手数料の他に、以下の項目に当てはまる場合には審査手数料が変わります。

項目	審査手数料について
複合無線設備の証明基本料 (同一筐体内に複数の無線設備が搭載されている場合)	同一筐体内にA (A≥2) 台の無線設備が搭載されている場合の2台目以降の証明基本料 証明基本料×(A-1)×0.8
過去に技適を取得した設備と同一の工事設計で新たに別の設備で技適を取得する場合の証明基本料	¥50,000-
複数の変調モードで運用する設備の場合の特性試験料 (2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム) (5GHz帯小電力データ通信システム)	特性試験料×0.5×モード数
親機と子機がある設備で、同時に申請があった場合の証明基本料について (コードレス電話) または「デジタルコードレス電話)	子機の証明手数料及び特性試験料 ①証明基本料×0.5 ②特性試験料×0.5
DFS試験の特性試験料 (5GHz帯小電力データ通信システム)	証明基本料に¥300,000を加算
アンテナ一体型の無線設備を試験する場合の電波暗室使用料	¥200,000/日を加算
出張料金	①移動料金分 ¥5,500/時間×移動時間 (1時間未満の端数は切上げ) ②交通費 実費を申し受けます ③宿泊が伴う場合 当社規定による

1-5. 工事設計における認証の審査手数料算定方法について

1-5-1 審査手数料の算定方法は、次のとおりです。(金額は別表 1 5 号を参照)

(1) 申請設備を提出する場合

証明基本料+特性試験料

(2) 申請設備を提出せずに特性試験結果報告書を提出する場合

証明基本料+¥2,000-

1-5-2 その他の手数料について

上記の手数料の他に、以下の項目に当てはまる場合には審査手数料が変わります。

項目	審査手数料について
複合無線設備の証明基本料 (同一筐体内に複数の無線設備が搭載されている場合)	同一筐体内にA (A≧2) 台の無線設備が搭載されている場合の2台目以降の証明基本料 証明基本料 × (A-1) × 0.8
過去に技適を取得した設備と同一の工事設計で新たに別の設備で技適を取得する場合の証明基本料	¥50,000-
複数の変調モードで運用する設備の場合の特性試験料 (2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム) (5GHz帯小電力データ通信システム)	特性試験料 × 0.5 × モード数
親機と子機がある設備で、同時に申請があった場合の証明基本料について (コードレス電話) または「デジタルコードレス電話)	子機の証明手数料及び特性試験料 ①証明基本料 × 0.5 ②特性試験料 × 0.5
DFS試験の特性試験料 (5GHz帯小電力データ通信システム)	証明基本料に¥300,000を加算
温湿度試験	証明基本料に¥84,000を加算
振動試験	証明基本料に¥120,000を加算
アンテナ一体型の無線設備を試験する場合の電波暗室使用料	¥200,000/日を加算

項目	審査手数料について
出張料金	①移動料金分 ¥5,500/時間×移動時間 (1時間未満の端数は切上げ) ②交通費 実費を申し受けます ③宿泊が伴う場合 当社規定による

別表 16号 認証ラベル作成申込書

証明ラベル作成申込書

令和 年 月 日

ビューローベリタスジャパン株式会社殿

申 込 者 住 所
会 社 名
氏 名
電 話 番 号

印

工事設計の認証の申込をした特定無線設備について、下記のとおり証明ラベルの作成を申し込みます。

記

1. 特定無線設備の内容

(1) 特定無線設備の種別		申込時に申し込む場合は申込書、認証後に申し込む場合は認証書の記載事項を記入
(2) 型式又は名称		
(3) 認 証 番 号		認証後に申し込む場のみ、認証書の記載事項を記入
(4) 認 証 の 年 月 日		

2. 作成を申し込む証明ラベルの内訳

(1) 作成枚数 : 枚

3. 発行依頼者情報

3-1 ラベル送り先(申込者と相違する場合に記載)

(1) 住 所 : _____
 (2) 会 社 名 : _____
 (3) 担 当 者 : _____
 (4) 電 話 番 号 : _____

3-2 請求先(申込者と相違する場合に記載)

(1) 住 所 : _____
 (2) 会 社 名 : _____
 (3) 担 当 者 : _____
 (4) 電 話 番 号 : _____

別表 17 号 技術基準適合証明書再発行依頼書

技術基準適合証明書再発行依頼書

令和 年 月 日

ビューローベリタスジャパン株式会社殿

申 込 者 住 所
会 社 名
氏 名 印
電 話 番 号

下記のとおり、特定無線設備の技術基準適合証明書の再発行を依頼します。

記

1. 特定無線設備の内容

(1) 特 定 無 線 設 備 の 種 別	
(2) 電波の型式、周波数及び空中線電力	
(3) 型 式 又 は 名 称	
(4) 製 造 番 号	
(5) 技 術 基 準 適 合 証 明 番 号	
(6) 技 術 基 準 適 合 証 明 の 年 月 日	

2. 再発行理由

3. 発行依頼者情報

3-1 ラベル送り先(申込者と相違する場合に記載)

(1) 住 所 : _____
(2) 会 社 名 : _____
(3) 担 当 者 : _____
(4) 電 話 番 号 : _____

3-2 請求先(申込者と相違する場合に記載)

(1) 住 所 : _____
(2) 会 社 名 : _____
(3) 担 当 者 : _____
(4) 電 話 番 号 : _____

別表 18号 工事設計認証書再発行依頼書

工事設計認証書再発行依頼書

令和 年 月 日

ビューローベリタスジャパン株式会社殿

申 込 者 住 所
会 社 名
氏 名 印
電 話 番 号

下記のとおり、特定無線設備の工事設計認証書の再発行を依頼します。

記

1. 特定無線設備の内容

(1) 特 定 無 線 設 備 の 種 別	
(2) 電波の型式、周波数及び空中線電力	
(3) 型 式 又 は 名 称	
(4) 製 造 番 号	
(5) 認 証 番 号	
(6) 認 証 年 月 日	

2. 再発行理由

3. 発行依頼者情報

3-1 ラベル送り先(申込者と相違する場合に記載)

(1) 住 所 : _____
 (2) 会 社 名 : _____
 (3) 担 当 者 : _____
 (4) 電 話 番 号 : _____

3-2 請求先(申込者と相違する場合に記載)

(1) 住 所 : _____
 (2) 会 社 名 : _____
 (3) 担 当 者 : _____
 (4) 電 話 番 号 : _____